

碧南市雨水貯留浸透施設設置事業補助金

◆ 目的

宅地内に雨水貯留浸透施設を設置することで雨水の流出抑制と地下浸透を推進し、浸水被害の軽減や雨水の有効利用、そして良好な水循環を目的としています。

◆ 補助の対象

碧南市内に土地や建築物を所有し、または使用している方が雨水の貯留浸透施設を設置、改造工事を行う場合に補助金を交付します（対象となる施設は裏面を参考にしてください）。

◆ 補助の対象にならない場合

- ① この補助金の交付を受けた後、7年を経過していない施設
- ② この補助金以外の補助や融資を受けている施設。また、移転補償等の機能回復により設置する施設
- ③ 宅開発等に関する許認可において設置を義務付けられた施設
- ④ 市税を滞納している方が設置する施設
- ⑤ 販売分譲を目的とした住宅、宅地等に設置する施設

◆ 補助金申請等の手順

- ① 施設の計画・・・設置する施設を決定したら、下水道課に相談します。

- ② 補助金の申請

設置工事に着手する30日前までに補助金交付申請書を提出します。

※次の書類を添付します。

- 1) 案内図
- 2) 工事の見積書の写し
- 3) 着手前の写真
- 4) 市税を滞納していないことを証する書類
- 5) 土地所有者の承諾書（借地の場合）

- ③ 補助金交付決定

申請の内容を確認し、適切であれば市より申請者に補助金交付決定通知書を送ります。

- ④ 計画の変更や中止

補助金の交付決定を受けた施設の設置、改造の内容を変更する場合や中止する場合は計画変更申請書の提出をします（後に市より変更決定通知を送ります）。

- ⑤ 実績報告

施設の設置、改造工事が完了したときは、完了後14日以内に実績報告書を提出します。

※次の書類を添付します。

- 1) 案内図
- 2) 工事の施工状況および完了写真
- 3) 設置工事の領収書の写し

- ⑥ 補助金額の確定

実績報告の内容を確認し、適切であれば市より申請者に補助金額の確定通知を送ります。補助金額の確定の前に現地にて市職員による現地検査を行う場合があります。

- ⑦ 補助金の請求および管理に関する協定の締結

補助金額の確定を受けたときは、すみやかに補助金交付請求書を提出します。

また、設置した施設を適切に管理することに関する協定書も同時に提出します。

- ⑧ 補助金の交付

請求書に記載された指定口座に市より補助金が支払われます。

◆**注意事項**

- ① 一団の土地に対する補助額の上限は 150,000 円です。
- ② 補助対象額に 1,000 円未満の端数がある場合は切り捨てます。
- ③ 補助金の申請の前に購入した資材等の費用は補助の対象にはなりません。
- ④ 設置した施設は補助金の交付を受けた後、7年間は適切に使用する必要があります。
- ⑤ 浄化槽を雨水貯留槽に転用する場合は、排水設備の確認申請と同時に補助申請を提出していただきます。

◆**補助対象施設の構造基準**

<p>① 浄化槽転用貯留槽</p> <p>補助率：対象経費の2/3 補助上限額：75,000 円</p> <p>≪補助対象工事≫</p> <ul style="list-style-type: none"> ・浄化槽内部の不用部品の撤去及び仕切り板の穴あけ工事 ・雨水集水配管の取付け工事 ・ポンプ本体及びポンプの設置に係る工事 	
<p>② 雨水貯留槽</p> <p>補助率：貯留槽の購入費の1/2（2基分まで補助可能） 補助上限額：80ℓ以上200ℓ未満 18,000 円/基 200ℓ以上 25,000 円/基</p>	
<p>③ 雨水浸透ます</p> <p>補助率：工事費の1/2 補助上限額：9,000 円/箇所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・口径・内法 20cm 以上の透水性のます材 ・各外面から 10cm 以上を 20～40 mmの碎石で覆う ・碎石外周面を透水シートで覆う ・底面に砂層を 5cm 以上設置する 	
<p>④ 雨水浸透管</p> <p>補助率：工事費の1/2 補助上限額：3,000 円/m</p> <ul style="list-style-type: none"> ・呼び径 5cm 以上の透水性の管材 ・管の外周から 10cm 以上を 20～40 mmの碎石で覆う ・碎石外周面を透水シートで覆う ・底面に砂層を 5cm 以上設置する 	
<p>⑤ 浸透側溝</p> <p>補助率：工事費の1/2 補助上限額：8,000 円/m</p> <ul style="list-style-type: none"> ・内法 24cm 以上の透水性のU型側溝 ・側溝外周から 10cm 以上を 20～40 mmの碎石で覆う ・碎石外周面を透水シートで覆う ・底面に砂層を 10cm 以上設置する 	
<p>⑥ 透水性舗装</p> <p>補助率：工事費の1/2 補助上限額：1,000 円/㎡</p> <ul style="list-style-type: none"> ・10㎡以上設置 ・表層材は透水性で厚さ 3cm 以上 ・路盤は厚さ 10cm 以上 ・路盤下に砂層を厚さ 5cm 以上設置する 	

※雨水排水専用のもので、上記の基準が同等以上の効果のものに補助。